

三原燃 第21-0469号  
令和3年10月19日

原子力規制委員会 殿

茨城県  
三菱  
代

石川622番地1  
梅田 賢治

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和2年8月5日付け原規規発第2008051号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月17日付け三原燃第21-0330号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川6 2 2 番地 1  
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年8月5日  
認可番号 原規規発第2008051号

4. 変更の内容

(1) 分光分析室における天井位置表記について、添付1に示すとおりとする。

5. 変更の理由

(1) 本変更の理由は、分光分析室における天井位置を適正な表記とするものであり、天井高さは適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

# 添付 1

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
		<p>分光分析室における天井位置を適正な表記とするため。なお、天井高さは適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。